

江戸時代の唐松山光雲寺

嶋田 忠一*

はじめに

仙北郡協和町境に鎮座する唐松山神社は、県内はもとより北海道あたりまでもなりひびいた、県下有数の神社である。その信仰の主体は、「女一代守る神」と言われる如く、結婚をひかえた女の良縁祈願(十四参り)・婚後の子授け安産・産後の子育て・産み盛りを過ぎた女の健康祈願と女の一生の節々に応じたものである。ところが、実際には、そうした信仰圏や信仰の本質については最近までとりあげられることが少なかったように思う。そのような折、大島建彦先生の「産育と信仰」¹⁾「唐松山の信仰」²⁾、次いで、進藤孝一先生の『秋田「物部文書」伝承』³⁾が提示されるに及び、この上ない恩恵に浴することができたのである。

本稿は、当館部門展「産育と信仰」の際、唐松山神社(物部家)の御好意により借用させていただいた資料を翻刻するとともに、それによって知り得たことからを略述し、今後の課題を設けておきたいと思う。

江戸時代の唐松山光雲寺

これまでの成果によって⁴⁾、江戸時代における唐松山光雲寺の画期を示すと次のようになる。

◎三代藩主・佐竹義処の代に基礎をおく。

＝伝承＝

- ①駒咎めにあい落馬する
- ②唐松山の頂の社殿を窪地に移す
- ③落馬はやまず、病気になる
- ④巫女により、さとしを願う
- ⑤前非をさとり、再び山頂に社殿を設け、窪地の方を遥拜所とする。

＝史実＝

- ①神社の掠として、雄・平・仙三郡を定め、蛇頭

神楽回郷を許す。

②掠三郡を除く領内村々に唐松講中をつくらせる。

今日知られるように広範な信仰圏をもつに至る基礎が義処の代にほぼ完成された、ということを表わしているようである。それでは、伝承はさておき、史実として、どう検証できるであろうか。翻刻した資料を綯い交ぜて辿ってみると、以下のようになる。

延宝8 (1680)	唐松山光雲寺勝軍地藏権現社修復 ⁵⁾ 唐松山御堂御本社根田十郎兵衛建立
天和2 (1682)	同上拝殿小野崎作兵衛建立
天和3 (1683)	二の鳥居・境村孫右衛門建立
元禄1 (1688)	三の鳥居・橋本円右衛門建立
元禄10 (1697)	一の鳥居・岩姫様建立 御手洗堂・境村仁兵衛建立
元禄11 (1698)	一の鳥居・岩姫様建立
宝永8 (1711)	4月在所にて7日間、久保田矢橋毘沙門堂にて7日間、それぞれ御開帳し、それにより、本堂・拝殿・神楽殿・鐘楼・神明堂・鳥居建替
正徳1 (1711)	鐘堂・別当賢照院立替
宝永5 (1708)	幣殿境村惣百姓氏子建立(祭礼8月16日) 末社神明宮・惣百姓氏子建立
正徳4 (1714)	『境唐松山社堂寄進之覚』 ⁶⁾
宝暦1 (1751)	4月在所7日間、久保田矢橋婦命寺にて7日間、横手山崎庚申堂7日間御開帳し、それにより宝永8年同様6カ所の修復。
宝暦12 (1762)	『仙北郡境村唐松山権現堂』 ⁷⁾ 宝永の修復より52年すぎたうえに、宝暦11年秋の大風と12年の大雪のた

* 秋田県立博物館

め、せがい造りの屋根、惣縁ともにすたれてしまう。氏子等も極貧の身分ゆえ、在所で5日間、久保田で7日、角館7日、能代7日、阿仁銀山5日間の御開帳免許を願う。それとともに領内開帳供養袋の免許も願う。

雄平仙三郡81カ村に、1カ年両度の祭礼前後のみ獅子舞廻郷許可

天照皇太神宮殿建立⁸⁾

唐松山別当賢勝院、寺号、光雲寺許さる⁹⁾

吉野山梅本坊より堅勝院補任¹⁰⁾

唐松山大権現御休一字・肝煎伊兵衛等により建立¹¹⁾

光雲寺良松(35才)寺号許容さる¹²⁾ 後住明寿坊良策(13才)

『掠澄文』¹³⁾

小貫佐渡・松野茂右衛門、光雲寺に対して、掠廻郷は1カ年両度の祭礼前後のみ、それ以外は無理に行なうことをとめる。

半道寺村心像村をめぐる光雲寺と鈴木丹後との間に下掠の確執が生じ、

隔年ごとの下掠となる¹⁴⁾。

規模

『境唐松山社堂寄進之覚』(正徳4年)では、本社・拝殿・幣殿・末社神明宮・手洗堂・一〜三鳥居・陰地・宮林・落柳のみ、『仙北郡境村唐松山権現堂』(宝暦12年)では、本堂・拝殿・神楽殿・末社神明堂・一〜三鳥居・社地・道・川向山とあり、ほぼ一定している。これに後に(天明2年)皇太神宮殿が加わる。

掠

仙北61カ村・平鹿10カ村・雄勝10カ村、計81カ村が『證文』(天保10年)によって知れるが、義処の代よりの引継かどうかは不明である。この掠内を一カ年両度の祭礼前後のみ舞獅子廻郷が許されたのである。また、時に臨んでは掠を出て開帳を行なうこともあった。これは前記=史実=②と対応するもので、後掲註¹⁵⁾のような場合である。ここに領内一円掠的色彩がある。仙北郡のみ修験の掠と対比してみたが、修験のそれに割って入ることになる。なお、弘化3年以降は、仙北郡内半道寺、心像兩村を鈴木丹後と隔年掠職を受けもつことになる。

掠証文の村名	延宝5(1677)年『修験祢宣掠帳』の記載		
境むら	上下託宣=共	文珠院	庄内舟岡郷 <small>(上掠秋田分有 下掠託宣共=文珠院</small> とあわせ 二カ村 <small>(高 630石程 内48間他宗 家数208 同160間)</small> 銀10匁 上下託宣共=但舟岡郷下託宣入テ
上淀川村	上下共=託宣共	上淀川村和合院	荒川村・中淀川の内上宿村・古種沢村・牛沢銀山あ わせて 五カ村 <small>(高 1600石程 内41間他宗 家数141間 同100軒ハ守札引分)</small> 銀10匁 上下託宣共=
中淀川村	上下託宣共=	中淀川村多宝院	下淀川村・小種村あわせて 三カ村 <small>(高 1600石ほど 内17間他宗 家数157間 同140間)</small> 銀14匁 上下託宣共=
東前郷村	上掠 下掠託宣共=同村伊勢守	角館学正院	小勝田村・川原郷村・川崎村・田中村・釜野 川村・熊野林村・城廻村・下川原村・角館町あ わせ 銀14匁 上掠 同14匁 下掠託宣共=同村伊勢守
小種村	上下託宣共=	中淀川村多宝院	※上記中淀川村に同じ

江戸時代の唐松山光雲寺

角館町	上掠 下掠託宣共同村伊勢守	角館学正院	※上記東前郷村に同じ
下淀川村	上下託宣共ニ	中淀川村多宝院	※上記中淀川村に同じ
小館村	——	——	——
勝楽村	——	——	——
荒川尻村	上下託宣共ニ	梅沢実藏院	梅沢・乙森村・東長野村・沖郷村・村杉村・ 大倉村・野口村・卒田村・指巻村・湯村あわせ 11カ村 (後に 9カ村) (高 3820石程 内17間一向宗 家数201間 同184間 同66間上ル)
			銀18匁4分 上下託宣共ニ梅沢実藏院 内6匁6分引但家数66間分
卒田村	上下託宣共ニ	梅沢実藏院	※同 前
広久内村	——	——	——
白岩前郷村	上掠 下掠葛川常覚院	角館法正坊	野中村・国館村(中ノ原・広久内入テ)・たきかへ り開あわせ 四ヶ村家数129間 (内6間一向宗 同123間)
			銀9匁5分 御免上掠但 上 召 同1匁 下掠葛川常学院 同1匁1分 託宣役白岩権之守
米沢新田村	——	——	——
桜田村	上掠 下掠葛川常覚院 託宣役白岩宮五郎	八幡林村不動院	長信田村三カ村・永代村・川口村・黒沢村・中里村 ・横沢村・千屋村・下花園村・上花園村・堂口村・八 幡林村あわせ 村数12カ村 (高 5030石程 内174間一向宗 家数326間 同152間)
			銀7匁6分 上掠 同4匁6分 下掠託宣共本堂福太夫 同1匁6分 下掠葛川常覚院 同1匁1分 託宣白岩宮五郎
上桜田村	——	——	——
梅沢村	上下託宣共ニ	梅沢実藏院	※上記荒川尻村に同じ
院内村	上下託宣共ニ	宝光院	小湊野村開共・上荒川村開共・西荒井村開共・東前 郷村の内西野・田中・沖田あわせ 五カ村 (高 1890石程 内1間一向宗 家数139軒 同138間)
			銀13匁8分 御免上下託宣共ニ
小湊野村	上下託宣共ニ	宝光院	※同 上
西荒井村	上下託宣共ニ	宝光院	※同 上
上荒井村	上下託宣共ニ	宝光院	※同 上
門屋村	上下託宣共ニ	門屋村文珠院	小山田村あわせ 二カ村 (高 1170石程 内3間一向宗 家数115間 同112間)
			銀11匁2分 上下託宣共ニ
西明寺村	上下共ニ	小湊野村六位太夫	高520石 家数37間

	託宣ハ門屋文珠院女房		銀3匁 上下共ニ 託宣役門屋文珠院
刺巻村			※上記荒川尻村に同じ
生保内村	上下共ニ 託宣同村有	生保内村叶坊	高580石程 家数90間 銀7匁2分 上下共ニ
田沢村	上下託宣共ニ	田沢村大宝院	同1匁8分 託宣役同村有 高530石程 家数65間
下松木内村	上下託宣共ニ	下松木内村 泉藏院	銀6匁5分 上下託宣共ニ 上松木内村の内瀉尻村あわせ 二カ村 (高 650石程 家数95間)
小山田村	上下託宣共ニ	門屋村文珠院	銀9匁5分 上下託宣共ニ ※上記門屋村に同じ
川原村	上掠 下掠託宣共ニ 同村伊勢守	角館学正院	※上記東前郷村に同じ
小勝田村	※同 上	同 上	※同 上
雲然村	上掠下共ニ 託宣同村伊勢太夫	西長野村普明院	西長野村・八割村・下信村・勝楽村の内小館村あわせ 村数5カ村 (高 1020石程 内30間ハ他宗 家数170間 同140間)
西長野村	※同 上	同 上	銀11匁2分上下共ニ 同2匁8分 託宣役同村伊勢太夫女房
稲沢村	上下右同断 (上掠は土川の中王院 下掠は土川の宮ノ太夫 託宣役は境の文珠院)	土川中王院	※同 上 半道寺村 (開共ニ 無残) ・今泉村無残・心鍵村あわせ 四ヶ村 (高 1500石程 内20間ハ他宗 家数120間 同100間)
荒川村	上下共ニ託宣共	上淀川村和合院	銀5匁 上掠 同1匁 託宣役境文珠院女房 同3匁 下掠土川宮ノ太夫 同7分6リン託宣役かりわの宮三郎女房
刈和野村	(かりわの内八日町) 上掠 下掠土川村宮ノ太夫 託宣ハ刈和野宮三郎	刈和野村明正院	※上記上淀川村に同じ 六郷町・かち町西町・本□町・五日丁・峯吉川村・ 強首村・久正田村・寺館村・鷹道村・北橋岡村・南橋 岡村あわせ 村数13カ村 (高 3830石程 内150間他宗 家数408軒 同258間)
峯吉川村	上掠 下掠ハ強首村伯耆守託宣	同 上	銀14匁3分 上掠 同9分 下掠土川宮ノ太夫 同2分 託宣境文珠院 同4分 託宣刈和野宮二郎女房 同5匁 下掠託宣共ニ橋岡民部太夫 同5匁 下掠託宣共ニ強首伯耆守 ※同 上

江戸時代の唐松山光雲寺

北橋岡村	共ニ 開共に上掠 下掠南橋岡村民部太夫託宣 共ニ	同 上	※同 上
神宮寺村	無残 上下共ニ 託宣役同前に有り	神宮寺長門守	(高 1000石 内38間他宗 家数138間 同100間) 銀 8 匁 上掠共ニ 同 2 匁 託宣役同前に有り
外小友村	上下託宣共ニ	保呂羽山別当 丹後守	八沢木村・下上溝村・袴形村・板井田村あわせ 五ヶ村家数387間 (内47間他宗 同340間) 銀34匁 上下託宣共ニ
四ッ屋村	上掠 下掠鍵見内日正院たくせ ん共ニ	長野村 大正院	長野村・館郷村・金鑑村・黒土村・鍵見内村(大倉 村ノ内さい之神沖ノ郷沖田大ふけ入テ)・四ッ屋村・ 新谷地村・高関村・戸地谷村あわせ 村数 9 カ村 (高 9800石程 内92間他宗 家数422間 同340間) 銀17匁御免 上掠大正院 同 3 匁 9 分 下掠長野勘太夫 同 2 匁 6 分 託宣役長ノ明正院 同 4 匁 6 分 下掠託宣共ニ 鍵見内日正院 同 3 匁 2 分 下掠役高関宮四郎 同 1 匁 下掠託宣共ニ 大曲金剛院 同 2 匁 1 分 託宣役高関宮四郎
沖野郷村		梅沢実蔵院	※上記荒川尻村に同じ
新谷地村		同 上	※同 上
長野村		同 上	※同 上
六郷村	上掠 下掠ハ土川村宮太夫 託宣ハかりハの宮三郎	苅和野村明正院	※上記苅和野村に同じ ※六郷惣町は 上掠 六郷泉□坊 下掠宮三郎託宣ハ同町ニ有 本館村・川内地村あわせ 三カ村 (高 2700石 内470間一向法花宗 家数520間 同50間札引分) 銀 2 匁 5 分 上掠 同 2 匁 5 分 下掠宮三郎託宣同町ニ有
金沢東根村	上掠 下掠託宣共ニ 金沢宮太郎	六郷光明院	飯詰村・境田村・佐野村・天神堂村・岩野町・さかさ 小屋・源井村・藤木村・鍵田村・畑屋村・安成寺村・ 中野村・上野田村・小荒川村・六郷東根・野中村あわせ 村数17カ村 (高 8738石程 内436間他宗 家数529間 同103間札引分) 銀 9 匁 5 分 上下託宣共ニ 内 1 匁 7 分 蓮明院分更取上ル分 同 4 分 下掠西根六夫託宣共ニ 同 1 分 下掠金沢宮太郎託宣共ニ
六郷東根村	上下託宣共ニ	六郷光明院	※同 上

横沢村	上掠 下掠託宣共ニ本堂福太夫	八幡林村不動院	※上記桜田村に同じ
金沢本町村	上下共ニ託宣入テ	金沢宮太郎	金沢寺田村・金沢中野村・金沢前郷村・金沢野新町 ・金沢西根村・安本村あわせ 村数7カ村 (高4630石程 内160間 ^{他宗} 家数213間 同49間)
金沢新西根村	上下共ニ託宣入テ	金沢宮太郎	※同 上
金沢前郷村	同 上	同 上	※同 上
飯詰村	開共ニ上下託宣共ニ 山本入テ山本ハ金沢宮太郎	六郷光明院	※上記金沢東根村に同じ
六郷西根村	下掠託宣共ニ 上下託宣共ニ	新堀成龍院	小友村・水沢村・宮林村・上飯田村・川野目村・小 貫高畑村・石とう樋渡シあわせ 村数8カ村 (高4700石程 内154間 ^{他宗} 家数469間 同315間)
大曲村	上下託宣共ニ	大曲村金剛院	銀31匁5分 上下託宣共ニ 鋤木谷地村・橋本村・萩ノ目村法門清水迄・東川・ 蛭川村・戸蒔村・下飯田村あわせ 村数8カ村 (高2450石程 内140間 ^{他宗} 家数281間 同41間)
高関下郷村	上下託宣共ニ	大曲村金剛院	銀4匁1分 上下託宣共ニ ※高関村(上記四ツ屋村に同じ)か ※上記大曲村に同じ
蛭川村	上掠	長野村大正院	※上記四ツ屋村に同じ
戸地谷村	下掠大曲金剛院託宣共ニ	登染院	弘田村あわせ 村数2カ村 (高2700石程 内50間 ^{一向宗} 家数95間 同45間 ^{札引分})
高梨村	上掠 上掠託宣共ニ本堂伊豫守		銀2匁2分5厘 上掠 同2匁2分5リン 長ノ分 下掠本堂伊与守たくせん共ニ
飯田村			※上飯田村は上記六郷西根村に同じ 下飯田村は上記大曲村に同じ
内大友村			
大曲西根村			
川野田村	上下託宣共ニ	新堀成龍院	西根村・小友村・水沢村・宮林村・上飯田村・小貫 高畑村・石とう樋渡シあわせ 村数8カ村 (高4700石程 内154間 ^{他宗} 家数469間 同315間)
			銀31匁5分 上下託宣共ニ

支配

別当賢照院(正徳4年)一別当頼覚坊(宝暦12年)
一別当賢照院(天明2年)一別当賢勝院(享和元年)
一堅勝院(文化5年)一光雲寺良松(文政8年)一明

寿坊良栄等の修験が知られる。光雲寺別当は、刈和野
村頭襟頭・三明院の配下(宝暦12年)にあり、境村肝
煎、同長百姓連名により、御開帳と供養袋をまわすこ
とを許可してもらった立場にあった。とともに、小貫佐

渡、中川宮内等、時の寺社奉行の管轄下にあり、決して、掠81カ村の勝手な廻郷は認められていなかったこと同様である。従って、前述・掠で述べたように、今日言われるような自由な掠支配と修験組織を超越した形態ではなかったと推されるものである。ただ、延宝8年の棟札で知られるように、義処をはじめとする武士階級の信仰が既成条件としてあったから、藩内の修験組織とは多少趣を異にする面があったようにもとれる。この点は今後にまちたい。

信仰

信仰圏の把握のため、目下、明治以降の講帳を分析しているが、江戸時代のものはみることができない。武士以外の階層における信仰がどの程度明らかにできるかが課題であろう。今日の資料では、地元境の村と武士とその婦女等による信仰を断片的に知り得るのみである。江戸時代の御分霊巡村も筆者は一例を知るのみで¹⁵⁾、この面も周辺の資料とあわせて検討されなければならない

ればならないだろう。

おわりに

唐松山の信仰とひとくちに言っても、まだまだわからないことが多すぎる。今後は、より詳細に検討していきたいと考える次第である。そのためには、歴史学関係者ともども推進してゆかざるを得ないだろう。

今回は、江戸時代以前のことからや、いわゆる「物部文書」とされた秘伝書等については割愛させていただいたものの、康平6(1063)年の棟札があること、物部氏に関するものとしては、物部長頼の陸奥大目を記す『陸奥話記』があること、それに岩手県水沢市黒石寺薬師如来座像下腹部内面墨書¹⁶⁾があることを付言しておく。

末筆ながら、国安 寛・磯村朝次郎・藤原 茂・仙波昭彦・半田和彦諸氏の御教示を得たことを記し感謝申し上げます。

註

- 1) 『秋田民俗』8号, 1982, p. 4-21
- 2) 『西郊民俗』100号, 1982, p. 7-11
- 3) 1984.
- 4) 上記1)~3)
- 5) 棟札

＝ 表 ＝

聖主天中天 迦陵頻迦聲	大行事大梵王	草創大檀那
対 衆愍衆生者 我等今敬礼	小行事普賢菩薩	従四位上前出羽陸奥太守八幡太郎源義家朝臣
祀奉修復出羽国仙北郡境庄唐松山光雲寺愛宕勝軍地藏権現社一字 ^ボ	戒師釈迦牟尼仏	当国大檀那
対 是法住法位 世間相常住	総持師文珠師利菩薩	従四位下侍従兼右京太夫佐竹冠者源義處朝臣
我此土安穩 天人常充滿		
時延宝八 ^庚 _申 年八月吉祥日		

梅津五郎右衛門内
宇白根新之丞
小林内左衛門
左兵衛内
はつ年シツ
かはんのき
せきか子
おとめはつ
きか子
おまさん
あいま
おとしめ
こと
妙松佐藤堅飯野道堅
松城藤野堅飯野道堅
妙松佐藤堅飯野道堅

板谷正兵衛門
菅谷五左衛門
太助負
同豊後
同清原

真壁右衛門亮
宇稀守帯刀亮
真崎兵車隆紀
梅津左衛門
清水八兵衛門
菅谷五左衛門
太助負
同豊後
同清原

影次水兵衛

願人

頭氏
高野庄平
菅四郎
高野七郎
山崎兵衛
石井太郎
武川角一

奉加

多賀谷左兵衛
松野院
吉津文左衛門
築川平兵衛
小貫治助
小山口九郎
田崎当

小野源七左衛門
北村源七左衛門
大村源七左衛門
小川七兵衛
小園権五左衛門
根内主悦
片岡徳四郎
高根庄左衛門
真津新五右衛門
石井清右衛門
平舟山長右衛門
益和主悦
福地金弥
川井吉助
田目伊助
堀尾弥左衛門
佐沢八兵衛
黒沢六兵衛
西野彦十右衛門
箱谷十右衛門
田中藤七
坂田伊左衛門
黒沢忠兵衛
岡長右兵衛
清水多左衛門
山方物左衛門
大和田内左衛門
村井又左衛門
小林茂左衛門
田中清左衛門
村井藤内
加藤長之助
石井市兵衛
山崎甚之助
泉奈五右衛門
高橋七右衛門
高柳傳兵衛

多賀谷左兵衛
松野院
吉津文左衛門
築川平兵衛
小貫治助
小山口九郎
田崎当

根本弥助
園狛犬
寄進

江戸時代の唐松山光雲寺

6) 境唐松山社堂寄進之覚
 祭礼四月八日九月廿四日 社造五尺一間四面とちぶき
 一唐松山御堂御本社 同右之「おい六尺三間四面板ニ而
 乃志ぶき但惣志やく之木有
 御公儀様方小黒山方雑木御拝領仕候
 延宝八年甲八月廿四日ニ根田十郎兵衛殿御
 建立
 一同拝殿 梁間四尺二間行間六尺
 三間板ニ而乃志ぶき
 天和二年戌ノ四月朔日小野崎作兵衛殿御建
 立
 一□殿 梁間六尺二間行間六尺五間
 かやぶき
 宝永五年子四月十五日当所惣百姓氏子建立
 祭礼八月十六日 梁間六尺二間行間三間かやぶき
 一同末社神明宮
 宝永五年子五月八日ニ当所惣百姓氏子建立
 一御手洗堂 五尺一間四面板ぶきニ而
 元禄十年丑六月廿四日ニ当所仁兵衛建立
 一鐘堂 六尺一間四面板らい造
 板ニ而乃志ぶき
 正徳元年卯六月八日手前ニ而立替申候
 一一鳥居 七尺二間
 元禄十年丑六月十五日從
 御岩姫様御建立被遊候
 一同鳥居□
 元禄十一年寅三月十九日ニ從
 御岩姫様御建立被遊候
 一同二鳥井 五尺二間
 天和三年亥四月朔日ニ当所孫右衛門建立
 仕候
 一同三鳥井 五尺二間
 元禄元年辰三月八日橋本圓右衛門殿
 御建立
 御除地 別当
 一唐松山林 共ニ平地長八拾六間
 賢照院
 西ハ田切り
 掬平地拾二間 東ハ畑切り
 境ハ 北ハ川切り
 南ハ畑切り
 社堂之地下
 同掬六二
 外ニ道之長百八間掬一間半方二間迄
 右之林松杉雑木共ニ有但シ本廻五尺方下
 松杉
 一同宮林川向山惣廻リ九百三拾間
 北ハ小金松沢切り
 南ハ中嶋川切り

境ハ 西ハ岩淵澤沢切り
 東ハ川端切り
 但シ松多シ杉雑木少有本廻り五尺方下
 右者八幡太郎儀家公阿部徒いとう
 被成候以後方宮林ニ被付置候由唐松か
 嶽と申傳候但シ木立原ニ而大方間敷
 御調被成候
 一田之内ニ一間半四方之所有落柳と
 申候而柳一本有之候但シ四方
 田境
 右之通御先立仕掛御目ニ御調少茂
 相違無御座候其外宮と申者無御座候
 為其別当肝煎老百姓判形仕
 指上申候以上
 境村唐松別当
 賢照院 印
 正徳四年午三月 同村肝煎
 宮御調之儀ハ午八月十八日 仁兵衛 印
 中川宮内殿 同老百姓
 三郎兵衛 印
 同
 村上兵 茂兵衛 印
 吉川十左衛門殿 同
 丹内善助殿 孫兵衛 印
 杉山文右衛門殿 同
 小右衛門 印
 7) 仙北郡境村唐松山権現堂
 一本堂 八尺三間四面 一拝殿 二間三間
 但萱葺 但萱葺
 一神楽殿 二間五間 一末社神明堂 五尺四方
 但板葺 但板葺
 一鐘楼 一丈四方 一鳥居 三ヶ所
 但板葺 但一丈
 一社地東西八拾六間 南北拾二間
 一道長サ百八間掬一間半方二間迄
 一川向山惣廻九百三拾間
 右開基之儀者天喜五萬年四月八日
 八幡太郎源義家公奥州御下向之節
 御建立ニ而平産安軼之御本尊縁起御
 由緒書唯今ニ所持仕罷有候御事
 一先年宝永八年卯四月於在所一七日
 久保田矢橋於毘沙門堂一七日開帳仕本
 堂并拝殿神楽殿鐘樓神明堂鳥
 居右六ヶ所ともに建替仕難有仕合ニ奉存候
 其己後宝暦元年未四月於在所一七日
 久保田矢橋於婦命寺一七日横手山崎於
 庚申堂一七日開帳仕右六ヶ所共ニ修覆
 仕難有仕合ニ奉存候然者其己後段々少破之
 所拙僧并氏子共如何様とも年々手入仕候得共
 右宝永年中方今年迫五拾二歳ニ相及候得ハ
 年来之事故所々朽損候所に別而去秋中之
 大風ニ而及大破ニ其上今年之大雪ニ而せいがひ

屋根惣ゑんとともに落候躰ニ罷成何共迷惑
 至極ニ奉存候得共兼而極貧之拙僧事故
 右修覆難及自力ニ依是惣氏子中江
 相談仕候得者氏子ヲ以困窮之者共に御座
 候而駒場勤茂相成兼時々御公儀様
 御助成を以往還茂漸々相勤候躰之氏子
 共ニ御座候得ハ拙僧同前ニ而右修覆如何様
 とも可仕手段一向無御座無抛此度 乍恐
 奉願上候猶例年 屋形様御上下被為遊
 候御時御社参等被為遊候砌り雨もり等有
 是其上 從御先代様御寄進之品々雨
 久さりに罷成候而ハ何共迷惑至極ニ奉存候
 依是御時節柄無思慮千万恐至極ニ奉
 存候得共此度於在所五日於久保田一七日
 仙北郡於角館ニ一七日山本郡於能代一七日
 阿仁於銀山二五日開帳御免許被成下置度
 奉願上候并御領内開帳供養袋ともに
 御免許被下置度奉願候前書ニ願申上候
 通り本堂并右六ヶ所及大破候内鐘楼去
 秋大風ニ而相潰此度建替ニ罷成并神楽殿
 去子年物騒之節造作敷板共ニ紛失仕
 其上去秋大風ニ而及大破候得者此度建替同

前ニ罷成右旁々大破之普請ニ罷成別而
 迷惑奉存候ハ 徳雲院様ハ己来御寄
 進被為遊候宝物風雨難凌零落
 仕候段勿躰至極茂無是不得止事此度開
 帳奉願上候右御寄進物之儀ハ別紙ヲ以
 申上候扱又当社之儀者餘之神社共相違候
 而外ニ可奉願上社木等之儀茂無御座候得者
 開帳之餘情を以六ヶ所之社檀修覆仕之
 外無御座候御慈悲ヲ以願之通被仰付被下
 置候ハ別当氏子同前ニ難有仕合ニ奉存候
 右之趣何分宜敷様ニ被仰上被下度
 奉存候已上

境村唐松山別当
 頼覚坊
 同村肝煎
 孫右衛門
 同村長百姓
 太郎助
 甚左衛門

宝曆十二年
 午二月廿八日

刈和野村頭襟頭
 三 明 院

8) 棟札
 = 表 =

国家之鎮守	天明二壬年	出羽秋田	願主今野太右衛門	
			大工与兵衛	
●奉建立天照皇太神宮殿一宇敬白	別当	賢照院示之		
			木挽儀兵衛	
			京屋重右衛門	長谷部九右衛門
諸社之宗廟	寅四月五日	仙北郡境村	講中鈴木七右衛門	福田丹助
			鈴木弥十郎	

= 裏 =

諸導明寿坊

9) 寺 号 光雲寺
 右
 当山法頭御門主
 御許容之処仍執達如件
 享和元年五月朔日僧正法印定印定隆 (奉) 奉
 出羽國仙北郡堺村
 唐松山別当
 賢勝院
 長門守源季保 (奉)
 周防守源経明 (奉)

10) 補任院号職之事
 堅勝院
 右彼職所令 補任
 仍状如件
 文化五年五月八日
 (奉) 法印光満
 (奉) 法印秀盛
 (奉) 法印紀雄
 (紙背) 世義寺先達無任ニ付
 吉野山梅本坊出之 (印)

江戸時代の唐松山光雲寺

11) 棟札
= 表 =

文化十三年

封 聖主中天 迦陵頻聲 別当 光雲寺 封
* 愍衆生者 我等今敬礼
△△合 建立唐松山大権現御休一字
是法住位 世間相当位 肝煎伊兵衛
我此上安穩 天人常充滿 大工
封 子五月吉日 □右衛門 封

= 裏 =

喜 三 郎
小右エ門
四 兵 衛
南無堅牢地神 重右衛門
南無五帝龍王 太右衛門 敬白
惣 八
太郎兵衛
清右衛門

一薄井村 一沼館村 一浅舞村
一横手町 一赤坂村 一増田村
一深井村 雄勝郡
一岩崎村 一湯澤町
一三ツ又村 一稲庭村 一西馬音内村
一同城廻村 一山田村 一横堀村
一田子内村 一猿半内村

右式拾ヶ村

右者社堂其外御寄進之品々及零落候得共時勢ニ随ひ」初穂等茂連々致不足候故」別當并氏子及極窮手入相」成兼候ニ付段々依訴詔明和」四年亥九月右村々舞獅子」令免許候右合八拾壹ヶ村」春秋兩度祭禮前後相對」次第廻郷可致候押而廻郷致候儀令停止もの也

小貫佐渡 印

天保十年亥三月

松野茂右衛門 印

(紙背)

追而書替被相渡候迄本文之」通可被相心得候事

民事方 印

12) 佐藤久治, 1973『秋田の山伏修験』p.210.

13)

證 文

境 村

光雲寺

一境むら	一上淀川村	一中淀川村
一下淀川村	一小種村	一角館町
一東前郷村	一小館村	一勝楽村
一荒川尻村	一卒田村	一廣久内村
一白岩前郷村	一米澤新田村	一桜田村
一上桜田村	一梅澤村	一院内村
一小濁野村	一西荒井村	一上荒井村
一門屋村	一西明寺村	一刺卷村
一生保内村	一田澤村	一下檜木内村
一小山田村	一川原村	一小勝田村
一雲然村	一西長野村	一稲澤村
一荒川村	一刈和野村	一峯吉川村
一北橋岡村	一神宮寺村	一外小友村
一四ッ屋村	一沖野郷村	一新谷地村
一長野村	一六郷村	一金沢東根村
一六郷東根村	一横澤村	一金沢本町村
一金沢新西根村	一同前郷村	一飯詰村
一六郷西根村	一大曲村	一高関下郷村
一蛭川村	一戸地谷村	一高梨村
一飯田村	一内大友村	一大曲西根村
一川野目村		

都合六拾壹ヶ村

右者仙北郡境村唐松権現社」社祭禮先年々四月八日九月廿四日壹ヶ年兩度祭禮相動」來候所近年社堂及零落神」事祭禮難相動候得共別當」氏子共極窮ニ而破損修覆」相成兼候ニ付御堂為修覆」依願仙北郡之内右村々舞獅子令免許候平鹿郡

一黒澤村 一田むら 一大森村

14)

證文之事

拙寺霞所御印證ヶ所之内仙北郡半道寺村心像村右兩村為手違之段先年其元江祈願頼置候心得ニ而居候処其許御印證ニも右兩村御書加有之ニ付双方々御苦栖申立候処今般内々御指揮を以右兩村論事持祈願可動旨被仰含御熟談之上被仰含候通御請申上今般御互書附取交致候依而後來異論有之間敷為其御奉行所御裏書拝領一札如件

弘化三年^舊六月

光雲寺

鈴木丹後殿

表書之通右兩村^{但替下村共}霞職隔年持相動之永久ニ相至候共聊も心得違争論等致間敷候

弘化三年年

七月

寺社方 印

15) 益子清孝氏の御教示で、『桐内沢村年代記』(1979, 「森吉町史」資料編第3集, P33)による。それによると嘉永元(1848)年, 「九月八日より十日迄仙北境の唐松山水無村にて御開帳, 貴財クンツエ(群勢)の由……」とある。

16) 黒石寺薬師如来座像胎内銘

貞観四年十二月
愛子 額田部藤山
策最 園人加四人
保積部園雄
宇治部百雄
法名 最園
園人女五 物部園理十四
園人名物部園田
花豊此法名
愛子 物部園丸

※左記墨銘の読みは『岩手県立博物館展示資料目録』
(1981, p.96) に拠る。